

立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所漢字學研究
第一號拔刷 二〇一三年三月發行

引篋蓋

佐
藤
信
彌

金文通解

引簋蓋

佐藤信彌

器名 引簋(④李學勤等)・申簋(⑤王恩田)・簋(⑤朱鳳瀚)

時代 西周中期後段(④李學勤等)

出土

二〇〇八年一〇月から二〇一〇年二月にかけて、山東省文物考古研究所によって山東高青陳莊西周遺址が調査・發掘され、西周期の城壁や環濠の跡・墓葬・車馬坑・灰坑・版築基壇が發見された。墓葬からは卜甲・卜骨(刻辭のあるものを含む)や五〇餘件の青銅器が出土し、このうち一八號墓や三五號墓などで銘文を有する青銅器が發見された。特に一八號墓出土器に「齊公」の號が見られることにより、この遺址と周代齊國との關係が議論されることになった。ここではまずこの遺址から出た青銅器の中では最長の銘文を有する三五號墓出土の引簋蓋について検討し、一八號墓出土器等については後文の參考欄で検討することにした。

この遺址の發掘簡報としては以下のものがある。

①鄭同修・高明奎・魏成敏「山東高青陳莊西周城址發掘」(《國家文

立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所漢字學研究 第一號

物局主編『2009 中國重要考古發現』、文物出版社、二〇一〇年)

②山東省文物考古研究所「山東高青縣陳莊西周遺址」(『考古』二〇一〇年第八期)

③山東省文物考古研究所「山東高青縣陳莊西周遺存發掘簡報」(『考古』二〇一一年第二期)

考釋

④李學勤「高青陳莊引簋及其歷史背景」(『文史哲』二〇一一年第三期)。後に李學勤『三代文明研究』、商務印書館、二〇一一年に收録

⑤李學勤等「山東高青陳莊西周遺址筆談」(『考古』二〇一一年第二期)

⑥王戎「高青陳莊西周遺址發掘專家座談會」側記(『東嶽論叢』二〇一〇年第七期)

⑦方輝「高青陳莊銅器銘文與城址性質考」(『管子學刊』二〇一〇年第三期)

⑧魏成敏「陳莊西周城與齊國早期都城」(『管子學刊』二〇一〇年第三期)

⑨呂茂東「解讀高青縣陳莊西周遺址」(『管子學刊』二〇一一年第四期)

⑩陳青榮「從傳世山東藏家的藏品看高青出土的青銅器」〔管子學刊〕
二〇一〇年第二期

このほか頼彦融「早期齊彝銘研究」（中國社會科學院研究生院考古學與博物館學專業碩士論文、二〇一一年）が本銘及び一八號墓出土器銘文の考釋を行っているとのことであるが、筆者は未見。

器制

甲字型大墓である三五號墓より二件の方座蓋が出土し、蓋と器内の底部にそれぞれ本銘が刻されているとのことであるが（②『考古』二〇一〇一八）、詳しい形制や大きさは不明。現在はこのうちの一件の蓋銘の器影のみ公表されている。

紙媒体では⑩陳青榮に銹を除去する前の不鮮明な器影が掲載され、
⑨呂茂東に銹を除去した後の器影が掲載されている。

ネット媒体では、

「山東陳莊西周遺址發現站立殉馬 重要性或超曹操墓」（新華網山東頻道、二〇一〇年四月一三日）http://www.shm.com.cn/NEWSCENTER/2010-04/13/content_2905543_8.htm

「高青陳莊遺址新進展 破譯西周銅器70字銘文」（大衆網 生活日報、二〇一〇年四月一三日）http://www.dzwww.com/shandong/jinanxinwen/201004/20100413_5486374.htm

「高青陳莊西周遺址70多字銘文被 破譯」（齊魯晚報、二〇一〇年四月一三日）<http://www.chinanews.com/cnl/news/2010/04/13/2222317.shtml>
など、新聞社等のウェブサイトそれぞれ異なった器影が掲載されて

おり、⑨呂茂東掲載の器影はこのうち『大衆網 生活日報』掲載の器影と來源を同じくするようである。拓本については、⑥王戎に拓本から切り出したと見られる畫像  (引)・ (截)・ (隣)の三件)が利用されていることから存在するようであるが、現在は公表されていない。



引蓋蓋（大衆網 生活日報、二〇一〇年四月一三日）

銘文 蓋銘八行六九文字、うち合文二文字、重文二文字。

隗(唯) 正月壬申、王各(格) 于

隗(共) 大室。王若曰、「引、余

既命女(汝) 更乃曼(祖)、貳嗣(司) 齊

自(師)。余唯隗(申) 命女(汝)、易(賜) 女(汝) 彤(彤弓)

一・彤(彤矢) 百・馬四匹。敬乃御、毋

敗(敗) 鞮(績)。」引頰(拜) 頤(稽) 手、弄(對) 颯(揚)

王休。同隗(隨) 追、辟(俘) 兵、用乍(作)

幽公寶殿(簋)。子_二(子子) 孫_二(孫孫) 寶用。

本稿で引用する金文及び青銅器の著録の略稱は以下の通りである。

通釋 白川靜『金文通釋』(『白川靜著作集 別卷』本、平凡社、

二〇〇四—二〇〇五年)

集成 中國社會科學院考古研究所『殷周金文集成』(修訂增補本、

中華書局、二〇〇七年)

近出 劉雨・盧岩『近出殷周金文集錄』(中華書局、二〇〇二年)

新收 鍾柏生等『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』(藝文印書館、

二〇〇六年)

近出二 劉雨・嚴志斌『近出殷周金文集錄二編』(中華書局、

二〇一〇年)

林 林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究』(吉川弘文館、一九八四年)

斷代については大體の目安として当該著録における斷代を附記するほか、林に収録されているものは、この書の斷代も並記する。

隗(唯) 正月壬申、王各(格) 于隗(共) 大室。

正月壬申の日に周王が「隗の大室」に到來したことを言う。ここで本銘の後文に記されるような引への任命の儀禮が執り行われるのである。

④李學勤は、「隗の大室」が西周第六代の共王の宗廟であり、これによってこの器の年代の上限が定められるとする。「隗の大室」は本銘が初見であるが、「隗(共) 王」の名號が速盤(新收七五七・近出二九三九)に見え、「隗」字が確かに共王の號を示すものであることがわかる。⑨呂茂東は更に本銘の「王」が夷王であるとす。これは後文に引く『史記』齊太公世家の記述と結びつけたものであろう。しかし銘文に即して見た場合、共王の次の懿王かそれ以後の王であることは確かであるが、具體的にどの王であるかまでは限定できない。

王若曰、

「王若曰」は、一般的には「王はこのように言われた」という意味であり、貴族が周王より任命を受ける際に、史官が受命者に對して周王の命令書を宣讀することを示す用語であるとされる。これにより本銘が周王による册命、あるいは册命に類する任命の儀禮を記録したものであることが示唆される。この用語を含めた金文等に見える册命の制度については、陳夢家「王若曰考」(『尚書通論』、『陳夢家著作集』、中華書局、二〇〇五年)及び『西周銅器斷代』「册命篇」(『陳夢家著

『作集』、中華書局、二〇〇四年）を参照。

引、

王による器主の引への呼び掛けである。本器の器主の名前については、④李學勤が「引」であるとし、諸家も多くこれに倣うが、⑤朱鳳瀚は、この字を下文の「𠄎（形弓）」と比較すると、弓に従う字ではないようであるとし、字のままに𠄎として認めている。他銘の「引」字と比較して字形がやや異なっているのは確かであるが、本銘の「𠄎」字は本来の字形が崩れているように見え、比較対象とすべきではない。

⑤王恩田は、この字は本銘の「壬申」の「申」字と基本的に同じであり、ただ下部の縦線の位置が異なっていて字形全體が細長くなっているだけであり、古文字では人名・族名に干支の字を用いる際にはやや特殊な書き方をして干支の字と區別をするものであるとする。そして「申」字は「山」字と音が近く、器主の申は齊の獻公山であると認める。しかし「申」字を人名として用いている伯申鼎（集成二〇三九）・申鼎（新收九五六）は通常の字形であり、器主の申が齊の獻公山を示すという見解ともども成り立たない。⑨呂茂東は、師旂鼎（通釋六七・集成二八〇九）の「引」字も同様の形に作っていることから李學勤説を支持している。

本銘後文の「引頤（拜）頤（稽）手」の「引」は𠄎の形となっていて通常の「引」字に近い字形であり、この部分の字も字形が崩れているだけで、「引」字と見て問題がないように思われる。

余既命女（汝）更乃旻（祖）、𠄎嗣（司）齊自（師）。余唯𠄎（申）命女（汝）、

王はかつて引にその祖を繼いで「齊師」を管轄させたが、今回の任命で再度「齊師」を管轄させたことを言う。

この文の「齊師」については、⑤李學勤は、齊國の軍隊ではあるが、管轄権は齊國ではなく王朝に屬しており、同様の事例として新出の靜方鼎に見える「鄂師」が擧げられ、西周期の諸侯國と王朝との關係は東周期とは異なっていたとする。

靜方鼎 近出三五七・新收一七九五 西周早期（新收）

……月既望丁丑、王才（在）成周大室。令（命）靜曰、「嗣（嗣）女（汝）采、嗣（司）才（在）𠄎（曾）𠄎（鄂）自（師）。……」

【……月既望丁丑、王、成周の大室に在り。靜に命じて曰はく、「汝の采を嗣ぎ、司りて曾・鄂の師に在れ。……」】

⑤朱鳳瀚は、「齊師」はおそらく齊國の軍隊であるが、引は齊侯の臣屬ではなく王朝の卿士であり、史密簋の師俗や師衷簋の師衷と同様の立場であったとする。また同氏は「湖北隨州葉家山西周墓地筆談」『文物』二〇一一年第一期）において、靜方鼎に見える曾と鄂の例も含めて西周王朝の卿士は王命を受けることにより直接諸侯國の軍隊を統率することができたとする。

李學勤・朱鳳瀚兩氏の見解について補足説明をしておく、靈(鄂)

地については鄂侯鼎(通釋一四二・集成二八一〇)などに鄂侯の名號が見えることにより、この地に諸侯が置かれていたことが知られる。

また湖北省隨州市安居鎮羊子山遺址より西周期の鄂國の青銅器が発見されている。そして最近その羊子山遺址にほど近い隨州市の葉家山遺址より西周期の曾侯の名號が見える青銅器が発見され、西周期に曾地に諸侯が置かれていたこと、そして鄂地と曾地とが接近した位置にあったことが、靜方鼎のような銘文の記述だけではなく考古學的にも證明された。兩遺址から出土した青銅器や兩地の關係については、『文物』二〇一一年第一期掲載の湖北省文物考古研究所・隨州市博物館「湖北隨州葉家山西周墓地發掘簡報」、李學勤等「湖北隨州葉家山西周墓地筆談」、張昌平「論隨州羊子山新出噩國青銅器」などを参照。

⑧魏成敏は、「齊師」は齊地に駐屯する周王の軍隊であり、王朝の軍隊である西の六師・殷の八師と性質が近く、敵對勢力の征伐や東方諸國の監視を擔っており、場合によっては齊國そのものも征伐の對象となり、一八號墓出土諸器の器主豐の子孫である引は先祖代々周王の命によって齊師を管轄してきたとする。⑥林澧は、「齊師」はおそらく周王朝が派遣したものであり、齊國に對して軍事行動を採ろうとしたものであるとする。また谷秀樹「西周代陝東戰略考——「自」との關わりを中心にして——「西周中期改革考(三)」(『立命館文學』第六二六號、二〇一二年三月)は、「齊師」あるいは靜方鼎に見える「鄂師」「曾師」などはいずれも諸侯の軍隊ではなく王朝の軍隊あるいは軍事據點であり、これらは諸侯の活動を贊助する意味も込めて諸侯の

所在地付近に敢えて配置されたものと見る。

参考のため、以下に「齊師」の語が見える銘文を列擧する。

妊小簋 通釋一四一*・集成四一二三 西周晚期(集成)

白(伯) 冢父使覲犢(覲) 尹人于齊自(師)。 妊小從、 覲又(有) 類。 ……

【伯冢父、 覲をして尹人を齊師に覲せしむ。 妊小從ひ、 覲に類有り。 ……】

史密簋 近出四八九・新收六三六 西周中期(新收)

(この銘については本號掲載の村上幸造氏の釋讀を参照。)

尸(夷)。(唯) 十又一月、 王令(命) 師俗・史密曰、「東征、 畝南尸(夷)。」 盧・虎會杞尸(夷)・舟尸(夷)、 萑(護) 不旰(質)、 廣伐東或(國)。 齊自(師)・族土(徒)・述(遂) 人、 乃執鬻・寬・亞。 師俗達(率) 齊自(師)・述(遂) 人、 左、「周」伐長必、 史密右、 達(率) 族人・釐(萊) 白(伯)・熒・眉(陝)、 周伐長必、 隻(獲) 百人。 ……

【唯れ十又一月、 王、 師俗・史密に命じて曰はく、「東征し、 南夷を畝て」と。 盧・虎、 杞夷・舟夷に會し、 謹しく質しまず、 廣く東國を伐つ。 齊師・族徒・遂人、 乃ち鬻・寬・亞を執らふ。 師俗は齊師・遂人を率ゐて、 左し、 長必を周伐し、 史密は右して、 族人・萊伯・熒・陝を率ゐ、 長必を周伐し、 百人を獲たり。 ……】

師寰簋 通釋一七八・集成四三二—四三三四 西周晚期(集成)・

西周Ⅲ B (林)

王若曰、「師衷、蹙(於)、淮尸(夷)繇(舊)我貞晦(賄)臣、今敢搏厥衆段(寡)、反(返)厥工(貢)使、弗速(躋)我東或(國)。今餘肇令(命)女(汝)、達(率)齊币(師)・異(紀)・粝(萊)・粢・尿・左右虎臣、正(征)淮尸(夷)、即賢(効)厥邦獸(酋)。」
 ……
 【王若く曰はく、「師衷、於、淮夷は舊と我が貞賄の臣なるに、今敢へて厥の衆寡を搏し、厥の貢使を返し、我が東國に躋せしめず。今余汝に肇命し、齊師・紀・萊・粢・尿・左右虎臣を率ゐ、淮夷を征して、即きて厥の邦酋を効せしむ。…】

これらのうち、妊小簋は難讀であるが、軍の駐屯地としての例であり、史密簋・師衷簋は軍隊としての「齊師」の例である。本銘の場合も銘文後段の内容を参照すると、史密簋・師衷簋のように引が「齊師」を率いて何らかの軍事行動を採ったようである。

ここで引の身分について検討しておくことにしたい。これについては後文で取り上げるように様々な意見があるが、基本的には⑤朱鳳翰の言うように、引は齊侯の臣屬ではなく王朝に仕える高位の貴族であり、史密簋・師衷簋において「齊師」を率いている師俗・師衷と同様の立場であったと考えられる。師俗・師衷の身分について説明を補足しておく、史密簋に見える師俗(あるいは伯俗父とも呼ばれる)は、永孟(通釋補三・集成一〇三二二)・五祀衛鼎(通釋補一・a・集成二八三二)では王朝の「執政團」の一員として、師農鼎

(通釋一二五・集成二八一七)では器主である師農の上官として、師酉鼎(新收一六〇〇・近出二三二六)・庚季鼎(通釋一二五a・集成二七八一)では儀禮の介添え役としてその名が見え、王朝に仕える貴族であり、かつ王朝の運営に關與する地位にあったことがわかる。師衷簋に見える師衷についても、袁鼎/盤(通釋一七七・集成二八一九/一〇一七二)では周王から册命を受けており、同様に王朝に仕える貴族であったと見られる。引の立場もおそらくこの二人に準ずるものであったであろう。

また本銘で引が册命あるいはそれに準ずる形式で「齊師」の管轄を命じられていることも、引が王朝に仕える貴族である證左となる。銘中の「更乃旻(祖)」・「親嗣(司)」・「隤(申)命」は册命金文に頻出する語句である。「更乃旻(祖)」は、引の一族が代々「齊師」の管轄権を世襲してきたということではなく、廣く引が王朝の貴族としての地位や王朝の運営に關與する權利を世襲してきたことを指す。このことや、册命される官職・職事が世代によって増減・變動していたことについては、吉本道雅「西周期後半の周王朝——册命金文の分析——」(『中國先秦史の研究』、京都大學學術出版會、二〇〇五年)や李峰著、吳敏娜・胡曉軍・許景昭・侯昱文譯『西周的政體——中國早期的官僚制度 and 國家』(生活・讀書・新知三聯書店、二〇一〇年)が指摘している。一例を挙げると、虎簋蓋では、虎の祖考は虎臣を司っていたとあるが、「乃の祖考を更ぎ」て命じられたのは「師戲を胥けて、走馬馭人眾び五邑走馬馭人を司」ることであり、祖考の職事と一致していない。

虎篋蓋 近出四九一・新收六三三・一八七四 西周中期(新收)

……曰、「𠄎(在)乃且(祖)考、事先王、嗣(司)虎臣。今令(命)女(汝)曰、更乃且(祖)考、疋(胥)師戲、嗣(司)走馬駿(馭)人眾五邑走馬駿(馭)人、女(汝)母敢不善于政。……」

【……曰はく、「乃の祖考に在りては、先王に事へ、虎臣を司れり。今汝に命じて曰はく、乃の祖考を更ぎ、師戲を胥けて、走馬駿人眾び五邑走馬駿人を司れ、汝敢へて政に善からざる母かれ。……】

更に本銘と同時期の銘と見られる史密篋において、引ではなく師俗が「齊師」を率いていることも、引の一族が「齊師」の管轄権を専有していたのではないことを示している。

「𠄎(司)」の「𠄎」字については、これを「攝」字と釋する説や「兼」字と釋する説などがあるが、未だ定論が無く、従来のように字形によってこの字を解するという手法には限界があるように思われる。吉本道雅「西周期後半の周王朝——冊命金文の分析——」は「𠄎(司)」の語の用例の分析により、「𠄎(司)」は蔡篋(通釋一三四・集成四三四〇)に「令(命)女(汝)眾習、𠄎疋(胥)對各、死(尸)嗣(司)王家外内【汝と習に命じて、對各を𠄎胥し、王家の外内を尸司せしむ】とあるように、受命者が職事に對して他の者と共同で當たるなど職事對象への關わり方が部分的であることを示しているのではないかとしているが、假にこの解釋が正しいとすれば、史密篋で史密と師俗が共同で征伐にあたっているように、引が別の誰かと共同で齊師を管轄し

た可能性も生じることになる。

「齊師」の性質については、先に觸れたように、李學勤・朱鳳瀚のように齊國の軍隊であるとする説と、魏成敏・林濤・谷秀樹のように周王朝の軍隊であるとする説とに分かれている。諸侯國の所在地と重複する師としては李學勤・朱鳳瀚の擧げる「鄂師」や「曾師」のほか、

「𠄎(司)」があり、趙篋(通釋八三・集成四二六六)では王が趙を「𠄎(𠄎)自(師)の家嗣(司)馬」に任じており、善鼎(通釋一三三・集成二八二〇)では王が善に「魯侯を左疋(胥)して、𠄎(𠄎)自(師)の成を監せしめ」ている。特に後者の例から、王朝の貴族のみならず諸侯も𠄎地の軍隊の統率に關與していたことが示唆される。このように「齊師」以外にも類例が見られることから、これは周王朝の軍事體制そのものに關わる重要な問題ということにもなるが、史密篋・師袁篋において「齊師」が萊・紀のような他の山東諸侯の軍隊と異なった表記や扱いがなされていることに着目すると、齊地に駐屯する周王朝の軍隊である蓋然性の方が高いと思われる。あるいは假に齊國の軍隊であったとしても、李學勤・朱鳳瀚の指摘するように、王朝が管轄権を持つ軍隊であったことには變わりがない。

易(賜)女(汝)彤(彤弓)一・彤(彤矢)百・馬四匹。

王からの賜物を示す。彤弓・彤矢はそれぞれ合文となっているが、伯晨鼎(通釋一二五b・集成二八一六)・應侯見工鐘(通釋補九・集成一〇七一・一〇八・新收八二一八三)などに同じく合文となっている

例が見られる。特にこの形弓・彤矢を賜っていることについて、④李學勤は宜侯矢簋（通釋五二・集成四三二〇）・『尚書』文侯之命・『春秋左氏傳』僖公二十八年の例から、諸侯に對する賜物であり、これによって引の身分や地位が窺われるとする。金文で彤弓・彤矢が賜物として見える例を参照しても、應侯見工鐘・伯晨鼎のように諸侯が賞賜の對象となっている。特に應侯見工鐘については「彤弓一・彤矢百・馬四匹」と、賜物の種類だけではなく數量まで同じである。諸侯以外の例としては、虢季子白盤（通釋一九二・集成一〇一七三）で虢季子白が征伐の後に「弓・彤矢・旗央」を賜っている。虢季子白盤は清朝道光年間陝西寶鷄虢川司で發見されたとされており、かつ虢季子白は虢宣公子白鼎（通釋一九二・集成二六三七）では「虢宣公」と稱して（あるいは稱されて）おり、周原にほど近い畿内に封地を持つ有力貴族であったと見られる。引の身分・地位もあるいは虢季子白と同様のものではなかったのではないかと思われる。

敬乃御、

「御」は「駟（馭）」に同じ。班簋（通釋七九＊・集成四三四一）に「土（徒）駟（馭）」、禹鼎（通釋一六二・集成二八三三―二八三四）に「徒駟（馭）」とあるように、土（徒）すなわち歩兵に對應する車兵を指す。「敬乃御」は軍事行動にあたり、虔しんで車兵を指揮せよの意である。

母敗（敗） 𣪠（績）。

この句は、軍事行動にあたって敗北してはならないというような意味となる。

⑤朱鳳翰は五年師旅簋（後文で引用）に見える「敬母敗速（績）」と同じく、と同じく「母敗（敗）速（績）」とする。④李學勤は「敗（敗）」の下の𣪠字を、上半分はなお研究の必要があるが取り敢えず「支」であるとし、下半分は明らかに「脊」に従い、「𣪠」字であるとし、「績」字に讀む。⑥王恩田は、この字は夬及び聿の省に従い、麥聲の字で「壞」の本字であるとする。⑨呂茂東もこの字の上半分ははっきりしないが、おそらく「罷」（能）字であり、「不要有失敗的作爲」すなわち敗北するようなことがあってはならない意であるとする。この字の一番下の部分は肉月であると見られ、これを含めたこの字の下半分が小篆の「脊」字（𣪠）と比較的形が近く、この部分が「脊」であると見てそれほど問題がないと考えられるので、ここでは李學勤の字釋に従っておく。

引頼（拜） 頤（稽） 手、莽（對） 𣪠（揚） 王休。

引が王に拜禮し、その恩寵、ここでは特に前文に見える彤弓などの賜與に對して感謝したことを示す。

同隄(隨)追

この句と次の「𠄎(俘)兵」が具體的な軍事行動の記録である。

「同」の下の𠄎字は本銘において最も難解の字である。④李學勤は、「同」を「合」と訓じて「人衆を聚合する」の意とし、その下の字を「隄」と隸定し、『說文解字』の「羨」字(𠄎)の省で、「隨」と讀んで従の意とし、不賈篋(通釋一九三・集成四三二八—四三二九)の「我大同從追汝」【我大いに同め従へて汝を追ふ】(「我」字は「戎」字の誤釋か)と句例が類似しているとす。確かにこの字の左側の「火」の上の部分は小篆の羨字の上部とやや形が近い。

⑤李零は、「同」字は「期會」、すなわち期を定めて會合するの意であるとし、その下の字を「隄」と隸定して地名であるとし、隄地で兵力を集めて敵軍を追撃するの意とする。

⑤王恩田は、「同」の下の字の左側の「火」の上の部分が克壘(近出九八七・新收一三六八)の𠄎字の真ん中の部分と同じであり、これは秦系文字の「市」と同系統として「隄」と隸定する。そしてこの字を人名と解し、五年師旃篋(後文で引用)の師旃、すなわち師事と同一人物であり、五年師旃篋に見える齊での戦役と本銘の征伐を同一事とする。王氏は「旃」字を「事」字と釋し、そして「事」字が市聲の「隄」字と音通することにより、「隄」が名で「事」が字であると見ているようである。確かにこの字の左側の「火」の上の部分は克壘の字の真ん中の部分と酷似しているが、そもそも克壘のこの字の字釋自體が諸説あり、解釋が定まっていない。(この字の字釋については、

本號掲載の齋藤加奈氏の釋讀を参照。)何琳儀『戰國古文字典』(中華書局、一九九八年、四八頁)を参照すると、確かに戰國文字の「市」字にこれと近い形のものも見られる。しかし「市」字は、西周金文では分甲盤(通釋一九一・集成一〇一七四)に見え、この銘の「市」字は𠄎の形となっており、克壘の字や戰國文字の「市」字と字形が異なっている。本銘の字や克壘の字が「市」に従っているかどうかは疑問である。また假に本銘のこの字を人名と解するとしても、五年師旃篋の師旃やこの銘に見える軍事行動と結びつける必然性はない。

⑨呂茂東は、「同」の下の字を右側は「阜」であり、左側は兩手で煙を上げるさまを象っており、この字全體で高い丘の上で烽火をおこすさまを示している、後に『說文解字』の「隄」(隄)、すなわち燧字となったとする。呂氏はこの字自體は李學勤と同じく「隄」と隸定し、烽火臺を守る軍隊を指すとする。しかしこの字の左側の「火」の上の部分の下部は上部と同じ形であり、兩手の形には見えない。

どの説も字釋あるいは文義の解釋の上で問題があるが、この中では李學勤の説が字釋と文義の解釋の雙方で比較的無理がないと思われるので、ここでは取り敢えず李説に従って釋讀し、引が軍勢を集め従えて敵軍を追撃するの意であると解しておくことにする。

𠄎(俘)兵

兵とは兵器を指し、この句は敵の兵器を俘獲するの意である。俘字を呂に従う形に作るのは類例を見ない。⑦方輝・⑨呂茂東は「𠄎」字

を孚・呂の二字であるとするが、ここでは一應一字と見ておく。

用作(作) 幽公寶廡(墓)。子 = (子子) 孫 = (孫孫) 實用。

以上のことを記念するために、引の祖考と思われる幽公を祀る簋を作り、子々孫々寶器として用いるべきことを言う。

「幽公」は、⑤王恩田は『史記』齊世家の『素隱』に引く『系本』(『世本』)に「癸公慈母」を「唐公慈母」としているのをふまえ、唐は幽と古音が近く通用することにより、唐公すなわち齊の癸公を指すとす。⑨呂茂東は、唐公は癸公とは別人でその兄弟にあたり、更に「唐」と「幽」は音が同じであることから名號に混亂があり、本來は「唐」は「幽公」の名であったとする。④李學勤はそのような見方を否定し、「唐」は幽部の字であるものの、聲母は「幽」と遠く、「幽公」は「唐公」と別人で、齊の君主ではないとする。妥當な意見である。⑧魏成敏は、「幽公」及びその子孫である引は齊の宗室ではあるが齊の君主ではないとしている。しかしこのような名號は王朝に仕える貴族の諡號として珍しいものではなく、「幽公」を齊侯あるいはその一族と限定する必然性はない。

④李學勤は本銘に關わる事項として、『史記』齊太公世家に見える、齊哀公が紀侯の讒言によって周で烹殺された事件と、その後胡公及び獻公が相次いで立ったこと、そしてそれらと關係するとされる齊での戦役を記した五年師旅簋を取り上げている。

『史記』齊太公世家

哀公時、紀侯譜之周、周烹哀公而立其弟靜、是爲胡公。胡公徙都薄姑、而當周夷王之時。哀公之同母少弟山怨胡公、乃與其黨率營丘人襲攻殺胡公而自立、是爲獻公。獻公元年、盡逐胡公子、因徙薄姑都、治臨菑。

【哀公の時、紀侯、之を周に譜り、周、哀公を烹て其の弟靜を立て、是れ胡公たり。胡公、都を薄姑に徙す、而ち周夷王の時に當たる。哀公の同母少弟山、胡公を怨み、乃ち其の黨と與に營丘の人を率ゐて襲ひ攻めて胡公を殺して自立す、是れ獻公たり。獻公元年、盡く胡公の子を逐ひ、因りて薄姑の都を徙し、臨菑に治す。】

五年師旅簋 通釋一四一・集成四二一六一—四二一八 西周晚期(集成)・西周ⅢA(林)

佳(唯)王五年九月、既生霸壬午、王曰、「師旅、令(命)女(汝)羞追于齊。齊(齋)女(汝)干五錫(錫)、登盾生皇晝內・戈瑀蔽(戚)髒(緜)必(秘)彤沙。敬母敗速(績)。」……

【唯れ王の五年九月、既生霸壬午、王曰はく、「師旅、汝に命じて齊に羞追せしむ。汝に干五錫の、登盾生皇晝内・戈瑀戚緜彤髒を齋ふ。敬しみて敗績する母かれ」と。……】

⑨呂茂東は本銘を齊太公世家の記述と結びつけたうえ、更に本銘と史密簋の征伐を一連のものとして見ている。しかし實のところ本銘が何らかの軍事行動に關わるものであるとしても、それは齊國の情勢に直接關係しているという保證は何もないのである。史密簋は本銘と同時期

の軍事行動を記した銘文であると見られるが、征伐の対象は「夷」であり、直接齊國の情勢に關わるものではない。

⑩陳青榮は本銘と同じく引の器として引尊を取り上げる。

引尊 集成五九五〇 西周早期或中期（集成）

引爲虬膚寶罍（尊）彝、用永孝。

【引、虬膚の寶罍（尊）彝を爲る、用て永く孝せよ。】

この器について、⑦方輝は更に臺灣のウェブサイト『殷周金文暨青銅器資料庫』掲載の器形の全拓より西周中期偏早、西周中期の比較的早い時期のものであると判断する。しかしそれでは共王没後の器と見られる本器と時期が合わないように思われ、器主が單に同名である可能性もあり、同一人物の作器であるかどうかはわからない。

最後に引と本器が出土した三五號墓との關係について検討することにした。そしてそれに附隨して引の身分及び歸屬について、前文で取り上げたもの以外の見解も併せて紹介しておく。④李學勤は、引は三五號墓の被葬者であり、國氏・高氏のような周王の任命による齊國の上卿ではないかとするが、一八號墓の被葬者と見られる豊との關係については検討を保留している。⑭張學海「陳莊西周城蠡測」〔『管子學刊』二〇一〇年第四期〕も同様に引を周王の任命による、いわゆる命卿であり、齊國の世族であると見る。⑮李伯謙は豊啓（すなわち豊）

李氏は「豊啓」を氏名と解する）の子孫とし、地位は高かったが、侯のレベルの人物ではなかったとする。⑮王恩田は前述のように器主を引ではなく申とし、齊の獻公山に比定している。⑨呂茂東はやはり前述のように引を癸公の兄弟「幽公廝」の子とする。これらの見解は引をどちらかと言えば齊に歸屬する立場と見ている。

一方、⑤朱鳳瀚は前述のように引が王朝の卿士であるとし、⑧魏成敏は引が豊と同族で、齊の宗室であるが、代々周王に仕え、周王が管轄權を持つ「齊師」の首領の地位にあったとする。李峰（許倬雲『西周史』（増補二版）、生活・讀書・新知三聯書店、二〇一二年、附錄「西周考古的新發現和新啓示——跋許倬雲教授《西周史》」）は、引は周王朝が齊國に派遣・駐在させた將軍であるとし、谷秀樹「西周代陝東戰略考」は引が王官であるとする。これらは引をどちらかと言えば周王朝に歸屬する立場と見ている。

⑤朱鳳瀚は更に陳莊遺址の墓葬について、一七號墓・豊諸器の出た一八號墓・二七號墓は姜姓齊國公族の墓葬と見られるのに對し、本器の出た三五號墓及び鄰接する三六號墓の被葬者はこれらとは出身が異なるようであり、同じ宗族の成員ではないのかとする。⑯任相宏・張光明「高青陳莊遺址M18出土豊簋銘文考釋及相關問題探討」〔『管子學刊』二〇一〇年第二期〕は、墓葬の形制・配置・隨葬品から見て三五・三六號墓は夫婦竝穴墓のようであり、三六號墓の被葬者が男性、本器が出土した三五號墓の被葬者が女性であるとする。假にこの見解が正しいとすれば、引が女性であるとも考えがたいので、引は三五號墓の被葬者ではないということになる。三六號墓の被葬者が

引で、三五號墓の被葬者がその妻であるか、あるいは引が三六號墓の被葬者ですらなく、本器は贈與や略奪といった手段によって得られたものであるという可能性も生じる。天馬―曲村晉侯墓地六四號墓より出土した楚公逆鐘（近出九七・新收八九一―八九八）など、被葬者が器主ではない青銅器が発見される事例は多く存在する。

引と三五號墓との関係については今後の發掘・研究に負うべき要素が大きいが、少なくとも引篋が山東高青陳莊西周遺址の墓葬から出土したことは、引が必ずしも齊國に歸屬する立場であることを示す證據にはならないと言えよう。

訓讀

唯れ正月壬申、王、共の^{かくの}大室に格る。王若く曰はく、「引よ、余既に汝に命じて乃の祖を更がしめ、齊師を^{あつ}駟可せしむ。余唯れ命を汝に申ね、汝に形弓一・形矢百・馬四匹を賜ふ。乃の御を敬し^つみ、敗績する母かれ」と。引拜稽手し、王の休に對揚す。同め隨へて追ひ、兵を俘し、用て^{あつ}幽公の寶篋を作る。子子孫孫寶用せよ。

現代語譯

正月壬申の日に、王は共王を祀る宮廟の大室に到來した。王はこのように言われた。「引よ、私はかつて汝の祖を繼ぎ、齊地の軍を管轄するよう命じた。私は再度汝に同じ命を下し、丹塗りの弓一つ・丹塗りの矢百本・馬四匹を與える。敬しんで汝の車馬を率い、敗北してはならない。」引は拜禮を行い、王の恩寵に感謝した。味方の軍勢を集

め從えて追撃し、敵の兵器を俘獲し、それによって幽公を祀るための寶篋を作った。子々孫々に至るまでこれを寶物として用いよ。

參考

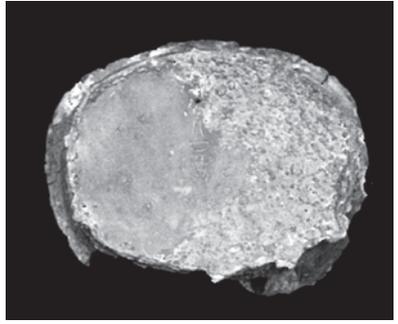
このほか、③『考古』二〇一一―二に據ると、一八號墓からは銘文を有する青銅器が七件發見されており、このうち豐觥・豐卣・豐簋の三件が①『2009 中國重要考古發現』・②『考古』二〇一〇―一八・③『考古』二〇一一―二などに器影・拓本が掲載されている。①『2009 中國重要考古發現』に據ると、一八號墓出土の青銅器は銹による腐蝕が酷く、保存状態がやや悪く、既に破砕されていたものが多いことである。特に豐卣については器底部しか残されていないようである。



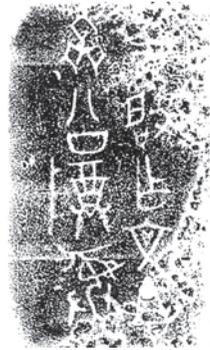
豐觥(①『2009 中國重要考古發現』、四一頁)



豐觥銘文(③『考古』二〇一一―二、一六頁)



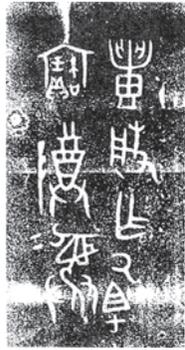
豐卣底部 (① 『2009 中國重要考古發現』 四一頁)



豐卣銘文 (② 『考古』 二〇一〇—一八、三三頁)



豐簋底部 (① 『2009 中國重要考古發現』 四二頁)



豐簋銘文 (② 『考古』 二〇一〇—一八、三三頁)

豐觥 (MI8:3) 二行一文字

豐肆 (肇) 乍 (作) 卣 (厥) 且 (祖) 甲

立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所漢字學研究 第一號

齊公寶罍 (尊) 彝。

豐卣 (MI8:4) 二行九文字

豐肆 (肇) 乍 (作) 文且 (祖)

齊公隣 (尊) 彝。

豐簋 (MI8:6) 二行九文字

豐庫 (肇) 乍 (作) 卣 (厥) 且 (祖) 甲

寶罍 (尊) 彝。

著録としては② 『考古』 二〇一〇—一八、③ 『考古』 二〇一一—二などがあり、考釋としては前引の⑤ 「筆談」、⑥ 王戎、⑦ 方輝、⑧ 魏成敏、⑨ 呂茂東のほか、以下のものがある。

⑪ 李學勤 「論高青陳莊器銘 “文祖甲齊公”」 (『中國文字博物館』 二〇一〇年第一期及び 『東嶽論叢』 二〇一〇年第一期。後に李學勤 『三代文明研究』、商務印書館、二〇一一年に収録)

⑫ 任相宏・張光明 「高青陳莊遺址 MI8 出土豐簋銘文考釋及相關問題探討」 (『管子學刊』 二〇一〇年第二期)

⑬ 王恩田 「高青陳莊西周遺址與齊都營丘」 (『管子學刊』 二〇一〇年第三期)

⑭ 張學海 「陳莊西周城蠡測」 (『管子學刊』 二〇一〇年第四期)

これらの器の年代については、これらが出土した一八號墓自體の年代と合わせて西周早期とする見方が一般的である。⑤ 李學勤は更に絞

り込んで觥・簋の底に三つの足があるといった形制の面に注目し、康昭期とする。

各銘冒頭の「豊」字については、⑧魏成敏が通常の金文の豊字と寫法が異なり、豊方鼎に見える「豊白(伯)」の「豊」と同じであると指摘する。確かに通常の「豊」字は上部が兩草あるいは兩木に従うが、豊簋及び豊方鼎では兩亡に従っている。⑤朱鳳翰がこの字を「豈」としているのも、これをふまえたものであろう。ここでは一應「豊」字の一種と見ておく。

上から二つ目の文字については、豊觥・豊卣のものは「啓」、豊簋のものは「般」と解する論者が多いが、これは⑫任相宏・張光明が指摘するように、右側の部分は「文」ではなく横棒が突き抜けていて聿の倒書であり、豊觥・豊卣のものは「肆」、すなわち金文で「初」の意、あるいは語氣詞として用いられる「肇」字となる。(⑫任相宏・張光明は語氣詞と解している。) 豊簋のものは左側が「舟」字としても形がおかしく、「戸」の訛變と見た方がよく、全體で「庫」、すなわち肇字となる。⑤李伯謙ら多くの論者が二つ目の文字を「啓」あるいは「般」として「豊啓」「豊般」を器主の氏名であるとしているが、以上のことからこのような見方が誤りであり、「豊」が器主の名であるということになる。

⑧魏成敏・⑤李伯謙らは豊字を豊方鼎で周公によって征伐された「豊白(伯)」の居地である豊地にちなんだ氏名であるとする。

豊方鼎 通釋一〇g*・集成二七三九 西周早期(集成)

佳(唯) 周公弣(于) 征伐東戸(夷)・豊白(伯)・専(薄) 古(姑)、咸戎。……

【唯れ周公于に東夷・豊伯・薄姑を征伐し、咸く戎す。……】

しかし兩亡に従う「豊」字を人名として用いた例には、他に豊尊(通釋補一五e・集成五九九六 西周中期・西周II B)と、同銘の豊卣(通釋補一五e・集成五四〇三 西周中期・西周II B—III A)があり、時期から見れば本銘の「豊」とは別人である。このように他に事例も存在することから、豊方鼎の「豊白(伯)」と結びつける必然性は薄いのではないかと思われる。

豊の祖の名號は器によって異なっている。豊卣は、あるいは「且(祖)」字の下に小さく「甲」字があるのかもしれないが、器影・拓本とも下部が明晰ではなく、よくわからない。

豊觥・豊卣の「齊公」については、⑬王恩田が金文の通例によれば、祖先の號として「公」の前に國名を加える時は、必ずその國の初代の國君を指すとし、⑥林澗も「齊公」とは第一代の齊侯であると指摘する。このような地名を冠した號が諸侯の始祖號であることは拙稿「西周諸侯の始祖號について——地名を冠した稱謂を中心として」(『人文論究』第五五卷第二號、二〇〇五年)で既に指摘している。これにより、⑪李學勤をはじめとしてこの「齊公」を傳世文獻の太公望と同一視する見解が一般的であるが、本銘に即して見れば「齊公」は初代の齊侯であるという以上のことは言えないのではないかと思われる。豊觥でこれに「且(祖)甲」と十干諡號が附されていることは、⑪李學

勤が指摘するように、『史記』齊太公世家に二代目以後の齊侯の號として丁公・乙公・癸公が見えることと對應するものである。李學勤は更に類例として宜侯矢簋（通釋五二・集成四三二〇）の「虞公父丁」や伯憲鼎（通釋四〇・集成二七四九）などに見える「盟（召）白（伯）父辛」を挙げる。

豊の身分については、齊の乙公その人であると見る^⑬王恩田説や、「齊公」は齊太公ではなく、子姓の豊王すなわち周公東征で征伐された豊伯が齊に臣服したことにより、そのように稱したものであるとする^⑭呂茂東説もあるが、豊を陳莊遺地の地に居住した姜齊の齊侯の傍系と見る方が妥當であると思われる。器主の名を豊ではなく豊啓と見るなど前提に違いはあるが、^⑮李伯謙、^⑯朱鳳瀚、^⑰魏成敏、^⑱任相宏・張光明らはこのような見方を探る。また一八號墓の被葬者を豊と見るのも問題ないと思われる。

これらの銘文の訓讀・現代語譯は以下の通りである。

豊觥

豊、厥の祖甲齊公の寶尊彝を肇作す。

【豊はその祖甲齊公を祀るための寶器を作った。】

豊卣

豊、文祖齊公の尊彝を肇作す。

【豊は文祖齊公を祀るための寶器を作った。】

豊簋

豊、厥の祖甲の寶尊彝を肇作す。

【豊はその祖甲を祀るための寶器を作った。】

更に拓本・器影等が發表されていない銘文として、^⑲鄭同修・^⑳朱鳳瀚・^㉑呂茂東が以下のものを挙げています。

豊簋（一七號墓出土）^㉒鄭同修・^㉓呂茂東

豊啓（卍肆（肇）乍（作）且（祖）甲寶隣（尊）彝。

【豊、祖甲の寶尊彝を肇作す。】

（豊は祖甲を祀るための寶器を作った。）

豊甗（一八號墓出土）^㉔鄭同修・^㉕呂茂東

豊啓（卍肆（肇）乍（作）且（祖）甲寶隣（尊）彝。

【豊、祖甲の寶尊彝を肇作す。】

（豊は祖甲を祀るための寶器を作った。）

豊尊（一八號墓出土）^㉖呂茂東

豊乍（作）卍（厥）且（祖）齊公寶隣（尊）彝。

【豊、厥の祖齊公の寶尊彝を作る。】

（豊はその祖齊公を祀るための寶器を作った。）

魯姬鼎（一八號墓出土）^㉗朱鳳瀚

魯姬易（賜）貝十朋、用乍（作）寶隣（尊）鼎。

【魯姬、貝十朋を賜はり、用て寶尊鼎を作る。】

（魯姬は貝十朋を賜わり、それを記念して寶鼎を作った。）

豊簋・豊甗の「啓」字は、豊觥などと同様に「肆（肇）」字である

う。また豊尊の釋文が正しいとすれば、一八號墓出土諸器の器主の名はやはり「豊啓」「豊般」ではなく「豊」であったということになる。魯姫鼎については、⑤朱鳳翰は、この魯姫が魯國出身の齊侯夫人で、豊の母親あるいは祖母であるとする。

陳莊遺址の性質に關しては、⑫任相宏・張光明の齊國の陵園説、⑬王恩田の齊都營丘説、⑭方輝らの豊の封邑説、⑮魏成敏らの當初は軍事城砦として建てられ、後に豊や引の封邑となったとする説、徐學琳「高青陳莊西周城址性質探討」(『管子學刊』二〇一一年第一期)の齊の別都・輔都とする説、谷秀樹「西周代陝東戰略考」の軍事據點としての齊師そのものであるとする見解などが分立して定論がない状態であり、今後の調査・研究が待たれる。

(立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員)